

# 高度人材ポイント特別加算 認定制度の御案内

採用担当の方へ  
お知らせです

裏面記載の対象企業に就労する外国人は、「高度人材ポイント制」の**特別加算（+10点）**を受けられます！

## 高度人材ポイント制とは…

- ✓ **経済成長やイノベーションへの貢献が期待される外国人就労者**に対し、「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイント合計が**70点以上**に達した場合は、出入国在留管理上の**優遇措置を付与**。

### 【イメージ】

**在留資格「高度専門職」取得**

学歴	職歴	年収	年齢	ボーナス	特別加算	
修士号	10年	480万円	34歳	日本語能力試験(N2)	県事業の活用	= 合計 70点
20点	20点	0点	10点	10点	10点	

※ ポイント計算表の詳細はこちら

(出入国在留管理庁：[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact\\_3\\_evaluate\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_evaluate_index.html))

## 外国人就労者が受けられる主な優遇措置

- ✓ 複合的な在留活動の許容
- ✓ 在留期間5年の付与
- ✓ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ✓ 配偶者の就業
- ✓ 一定の条件の下での親の帯同
- ✓ 一定の条件の下での家事使用人の帯同
- ✓ 入国・在留手続の優先処理



## 対象者

以下に掲げる企業で就労する外国人。

- ① 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業
- ② 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業
- ③ 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業
- ④ アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦略事業を実施する企業（愛知県内に事業所を有する企業に限る。）
  - ア) ボーイング787等量産事業
  - イ) 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業
  - ウ) Mitsubishi SpaceJet プロジェクト
  - エ) ボーイング777X 開発・量産事業
  - オ) 宇宙機器開発・供給事業



## 申請の流れ

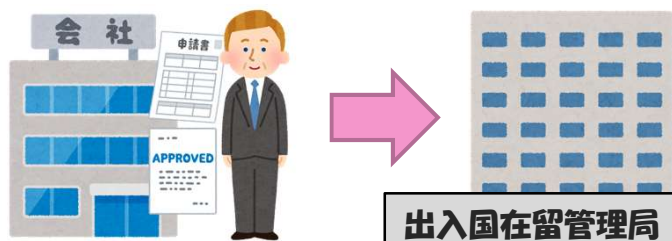
- ① 上記対象企業が愛知県に認定を申請



- ② 愛知県が企業に認定書を交付



- ③ 認定企業の就労者が、認定書のコピーを添付の上、名古屋出入国在留管理局等に在留資格認定・変更を申請



## 申請先

以下の宛先に所定の申請書を郵送してください。

【宛先】  
愛知県 経済産業局 産業部  
産業政策課 広報・企画調整 G

【住所】  
〒460-8501  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【TEL】  
052-954-6330

※申請をお考えの場合は、**事前にお電話ください。**

～詳細についてはこちら～

愛知県

出入国在留管理庁

